

身体・知的障害者のための福祉サービスについて

心身に障害のある人の日常生活を支援するさまざまな福祉サービスから、その一部を紹介します。

項目	福祉サービスの概要	内線
身体障害者手帳療育手帳(知的障害者)の交付	年金・手当などを除く各種障害者福祉サービスを受けるために必要です。	147
補装具の交付・修理日常生活用具の給付	車いす、補聴器など身体の障害部分を補うための器具(補装具)の交付・修理や、手すり、たん吸引器など在宅障害者の生活を容易にする用具(日常生活用具)の給付を受けられます。	147
身体障害者ホームヘルプサービス	家庭で食事の世話や掃除、身の回りの世話などを受けられます。	146
身体障害者デイサービス	在宅の障害者は、指定デイサービス施設に通所して介護・入浴・給食サービスを受けられます。	146
身体障害者短期入所心身障害児(者)短期入所	介護者が都合により一時的に介護できない場合、指定施設に短期入所ができます。	146
自動車運転免許取得費助成自動車改造費助成	就職などで運転免許を取得する人は、免許取得費用の一部助成が受けられます。また、自動車のアクセル、ブレーキなどを改造する場合や介護者の自動車を障害者向けに改造する場合も費用の一部助成が受けられます。	146
有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳を所持する人が自ら運転する乗用車、または第1種(重度)障害者を乗せ移動するための乗用車について、車両の形状や所有者などの条件を満たす場合、手帳に割引の証明印を受けられます。	147
福祉タクシー券の交付リフト付タクシー券の交付	基準に該当する重度身体・知的障害者は、タクシー券の交付が受けられます。車いすや寝たきりの人が利用できるリフト付タクシー券は、前記に加え介護保険「要介護3・4・5」の人も対象となります。	147
障害者住宅整備資金融資制度	身体障害者の居住環境を障害者向けに改善するため、居室や浴室、トイレなどの増改築・改造をする場合、資金の一部融資が受けられます。	145
ガイドヘルプサービス	重度の視覚障害者や脳性まひの人が、医療機関や公的機関へ出かける時は、付き添い(ガイドヘルパー)の派遣を受けられます。	147
手話(要約筆記)奉仕員の派遣手話通訳者の設置	聴覚や音声言語障害のためコミュニケーションに不便を感じている人は、手話(要約筆記)奉仕員の派遣を受けられます。また聴覚障害者が窓口で困らないよう、福祉健康課に手話通訳者を設置しています。	147
身体障害者相談員知的障害者相談員	障害者の視点から、身体・知的障害者の生活などに関するさまざまな相談に応じています。お気軽にご相談ください。連絡先についてはお問い合わせください。	146
公共交通機関の割引	JR、バス、タクシー、旅客船、国内線航空料金などについて障害者割引があります。事前に各交通機関窓口などへ身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。	各交通機関の窓口

サービス利用の制限について

サービスには、所得状況や障害内容・程度、介護の状況、利用目的などにより利用に制限があるもの、世帯の所得税額などにより一部負担額の必要なものもあります。サービスは「事前申請」が原則です。利用前に必ずお問い合わせください。

注意

介護保険との関係について

介護保険該当者または認定を受ければ該当となる人は、介護保険と重なるサービス(「車いす」の交付、「ベッド」「手すり」の給付、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など)については、介護保険サービスを利用することになります。

問い合わせ ☎ 福祉健康課福祉係(1階)5番窓口、☎24-2111)へお気軽に!

“鉄”人のココロをくすぐります



「鉄道のまちにいつ」の歴史を語ります

新津市鉄道資料館

- ところ 新潟県新津市東町2-5-6 新津地域学園内
- 開館時間 午前9時30分～午後4時30分(入場は午後4時まで)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
- 問い合わせ ☎0250-24-5700

情報公開制度・個人情報保護制度 ～平成15年度の実施・運用状況～

市民の皆さんの市政に関する理解と信頼をより一層深め、市政発展と基本的人権の擁護を推進する情報公開制度・個人情報保護制度の平成15年度における実施・運用状況について公表します。

情報公開制度の実施状況

請求・申出の件数	請求...7件 申出...8件 計15件
請求・申出に対する決定の内容	公開...14件 部分公開...1件

「請求」ができる人は、市民のほか情報公開条例に基づき請求ができると定められている人、または平成12年度以降の公文書の公開を求め人です。それ以外の請求権を持たない人、または平成11年度以前の公文書の公開を求め人、は、「申出」を行うことができます。

個人情報保護制度の運用状況(請求の状況)

請求の件数	自分の個人情報の閲覧請求...56件
請求に対する決定の内容	自分の個人情報の閲覧請求...承諾56件

不服申立ての状況

平成15年度は、不服申立てがありませんでした。

問い合わせは…総務課庶務統計係(☎24-2111、内線312)へ。

選挙管理委員会からのお知らせ

20代の投票立会人登録者を募集します

市選挙管理委員会では、若い世代から選挙に関心を持ってもらうとともに投票率の上昇につなげるため、有権者の代表として投票に立ち合ってくれる「投票立会人登録者」を募集します。

今回募集するのは、平成16年度中に実施する予定の各種選挙(参議院議員通常選挙、新潟県知事選挙、新津市長選挙および市議会議員補欠選挙...時期は一部未定)に立ち会う20代の人で、投票所で投票が公正に行われているのかを確認してもらいます。

- 対象 市内居住者で、選挙人名簿に登録されている20歳から29歳までの人(投票日現在)
- 時間 投票日の午前6時30分～午後8時30分
- 場所 居住地(選挙人名簿記載地)の投票所
- 事務内容 投票事務全般の立ち会い
- 報酬(税引き後) 14,875円(費用弁償を含む)
- 申込み 6月15日(火)までに、市選挙管理委員会(☎24-2111、内線317)へ。投票立会人の選任にあたっては、登録者へ優先的に依頼します(登録者が多数の場合は事務局による抽選を行い、選ばれた人だけに連絡します)



選挙人名簿の定時登録と縦覧 在外選挙人名簿の縦覧

■定時登録(選挙人名簿)

●対象 6月1日現在で、次の要件を満たす人(該当者は6月2日に登録されます)

- ①日本国籍を有する人
- ②新津市の区域内に住所があり、引き続き3カ月以上(平成16年3月1日以前から)新津市の住民基本台帳に記載されている人
- ③20歳以上の人(昭和59年6月2日以前に生まれた人)

■縦覧(選挙人名簿、在外選挙人名簿)

●とき 6月3日(木)～7日(月)の午前8時30分～午後5時

●ところ 市選挙管理委員会(市役所3階総務課内) 土・日曜日は市役所1階の宿直室

■問い合わせ いずれも市選挙管理委員会(☎24-2111、内線311・312)へ。

好きです! きれいなまち・新津

ポイ捨てしな宣言!!



新津市内では、空き缶やタバコの吸い殻、ガムなどのポイ捨てが、条例により禁じられています。※市民と市内通行者に適用

違反者には 指導・勧告・命令 …最終的には5万円以下の罰金

市民生活課 環境衛生係 ☎24-2111 内線232